

令和6年度
東海市立上野中学校
生徒手帳



目 次

校訓・めざす生徒像・校歌	1
HARMONY ON EARTH 上中祭 テーマ・ソング・ 流れゆく時のなかで	2
望ましい上中生の姿	3
上野中学校校則	6
上野中学校生活ガイド	10
施設利用規定	12
生徒会会則	14
生徒会選挙規則	17
生徒会組織表	19
東海市子どもの「いじめ防止宣言」	20

校 訓

英気

剛健

協調

めざす生徒像

- 自らをきびしく律し、すぐれた意志と実行力をもつ生徒
- 強い心と健やかな体を鍛え、たくましく生き抜く生徒
- 礼節と責任を重んじ、豊かな心で他と協力する生徒

校 歌

作詞 松田 好夫

作曲 水野久一郎

- | | | |
|--|--|---|
| 1. 山脈青く目にはろか
海渡り来る風清し
高根が丘の学舎に
おお天然の勝景を
その恩沢を讃えつつ
若人われらひとすじに
学びの道を極めなん | 2. 上野の町は世にしるし
諸侯を民を教えたる
細井平洲ここにいず
おお先哲の勉励を
その高德を仰ぎつつ
若人われらもろともに
深き教えを受け継がん | 3. 如来の山の松風は
船津の里のふることは
はるけき昔語るなり
おおゆう遠のこの土地を
その光栄を誇りつつ
若人われらあいきおい
高き文化を造りなん |
|--|--|---|

HARMONIY ON EARTH

上中祭 テーマ・ソング

作詞 藤井 智恵

作曲 佐藤 崇史

水面をわたる 風のように 空にかかった 虹のように
ぼくの心のこの言葉伝えたい ぼくらはひとりじゃない
大切な人がいる できないことは ひとつもないはず

※Harmony on Earth Harmony on Earth

力を合わせて Harmony on Earth

Harmony on Earth いま 動き始めよう

風に流れる 雲のように 夜空に光る 星のように
君の心にこの言葉伝えたい 信じあえば伝わる
君の夢は広がる できることから少しずつ始めて
※くりかえし

目と目を合わせて

※くりかえし

いま 動き始めよう

「流れゆく時のなかで」

作詞 岸 広樹・越智 純子

作曲 大橋 卓弥

1. ゆっくりと 時が すすむなかで

みんなは 笑ってた
ぼくは 校庭をながめ
風に 吹かれてた
仲間と過ごした 楽しい日々
はしゃいでた あの時を 思い出す
きみがいた ぼくのとなりで
ひとつの夢を とともに追ってた
ぼくたちは その思いを抱いて
みんなであらゆる

2. 流れゆく 時のなかで

みんなは 輝いてた
ぼんやり 見つめる瞳に
涙が こぼれてた
毎日力を あわせた日々
語り合った あの場所 思い出す
きみがいた ぼくと一緒に
まぶしい明日を とともに信じた
ぼくたちは この絆を胸に
みんなであらゆる

生徒心得

学習の主体者である私たちは、良識ある人間になろうと努め、よりすばらしい上野中学校を創りあげようとする。

上野中学校での生活はマナーやきまりを大切にし、私たちに自主的判断と責任ある行動を望むものであり、私たちはこの信頼と期待を裏切る行為を絶対してはならない。

ここに、私たちは上中生の総意によって、これを遵守していくよう確認する。

上野中学校生徒会

望ましい上中生の姿

校内生活

生活態度

1. 友達同士や男女間もお互いに尊重し合おう。
2. 進んで元気よく挨拶をしよう。
3. 先生への用事は、他人に頼まず自分で果たすようにしよう。
4. 校長室・職員室等に用があるときは、必ずノックをし、挨拶を忘れないようにしよう。
5. 緑を大切にしよう。
6. 給食・清掃・日直等の当番活動を、きちんと果たすようにしよう。

学 習

1. 授 業 時
 - (1) 2分前着席を徹底し、充実した授業が受けられるようにしよう。
 - (2) 始業に遅れたときは教科担任の先生に理由を報告し、授業中教室を離れる必要がでてきたときは許可を得るようにしよう。
 - (3) 教科書など学習に必要な用具を忘れたときは、教科担任の先生に申し出て指示を受けるようにしよう。
 - (4) 先生から指名されたら必ず「はい」と返事をし、起立して「……です。」
「……ます。」と、最後まではっきり答えよう。
 - (5) 応答するときや質問・疑問点などがあるときは、挙手をして進んで発言するように努めよう。

2. 放 課 時

- (1) 放課には、次の授業の準備をしよう。
- (2) 移動教室時、机とイスの整理整頓をし、机の上や床には、着替えや荷物を置かないようにしよう。また、授業中や式、集会での移動時は私語を慎もう。

給 食

1. 食事のマナーを守って会食しよう。
2. 健康増進のため好き嫌いをなくし、残さず食べるようにしよう。
3. 配膳台はいつも清潔にするようにし、机の上にナフキンを敷こう。
4. 給食当番は白衣・帽子・マスクを必ず着用し、衛生的な配膳に努めよう。
5. 白衣・帽子は、週1回洗濯をして各学級で保管しよう。

校内美化

1. 環境整備
 - (1) 教室内の備品は、決められた場所に正しく整頓しておこう。
 - (2) 教室や廊下などの掲示物を正しく掲示しよう。
 - (3) ごみが落ちていたら、進んで拾うようにしよう。
 - (4) 公共物を大切にしよう。(物品の破損、机や壁への落書きなど) 万が一、破損してしまった場合は、先生に正直に伝えよう。
2. 清 掃
 - (1) 全員が協力して、集中して清掃しよう。
 - (2) 掃除道具は大切に使用し、決められた場所に保管しよう。
 - (3) ごみをきちんと処理しよう。

校外生活

交通安全

1. 登下校の際には、寄り道をしないようにしよう。
2. 交通ルールを守ることはもちろん交通マナーにも気を付けよう。
3. 自転車を利用する場合は、下記のルールを守ろう。
 - (1) ヘルメットを着用しよう。
 - (2) 必ず防犯登録をしよう。
 - (3) 必ず施錠しよう。
 - (4) 自転車に乗る前に安全点検をしよう。
 - (5) 交通マナーに気を付け、飛び出し・二人乗り・手放し等、危険な運転は絶対にしないようにしよう。
 - (6) 事故が発生したときは、すぐ学校へ連絡しよう。

その他

1. 地域の行事に積極的に参加しよう。
2. 保護者の判断のもと中学生らしい行動をとろう。
 - (1) 遊戯場等へ行くときは、保護者の許可を得よう。
 - (2) 夜間外出・外泊はしないようにしよう。
 - (3) 外出のときは、家族に行き先・帰宅時間を告げて出かけよう。
 - (4) スマートフォン等でメール、インターネット、SNS等を利用する際には、ルールを守ろう。

上野中学校校則

学校生活

校内での生活は中学生としての良識をもって行動し、マナーを身につけるよう努めること。

1. 校内では、昼食とお茶・スポーツ飲料・飲料水以外は飲食しない。
2. 登校後下校するまでに、やむを得ない事情で校外へ出るときは、担任の許可を得るものとする。
3. ベランダに出ない。
4. 物の貸し借りをしない。

身なり・服装・持ち物等

自らの生活と学習の場にふさわしい中学生らしい身なり・服装であること。

1. 頭 髪

中学生らしい清潔感のある髪型で、授業に支障のないように、結んだり束ねたりすること。(理科の実験、家庭科の調理実習、保健体育科の実技、給食当番等、安心・安全に活動を行う必要がある場合は、教科担任や学級担任の指示による)

- ・ヘアゴム、ヘアピンの色は、黒・紺・茶・灰色などの落ち着いた色とする。
- ・前髪は目にかからない長さとする。
- ・整髪料の使用や染髪、パーマ等の髪色や髪質等を変えることは原則不可。

2. 詰襟学生服・セーラー服…写真参照。

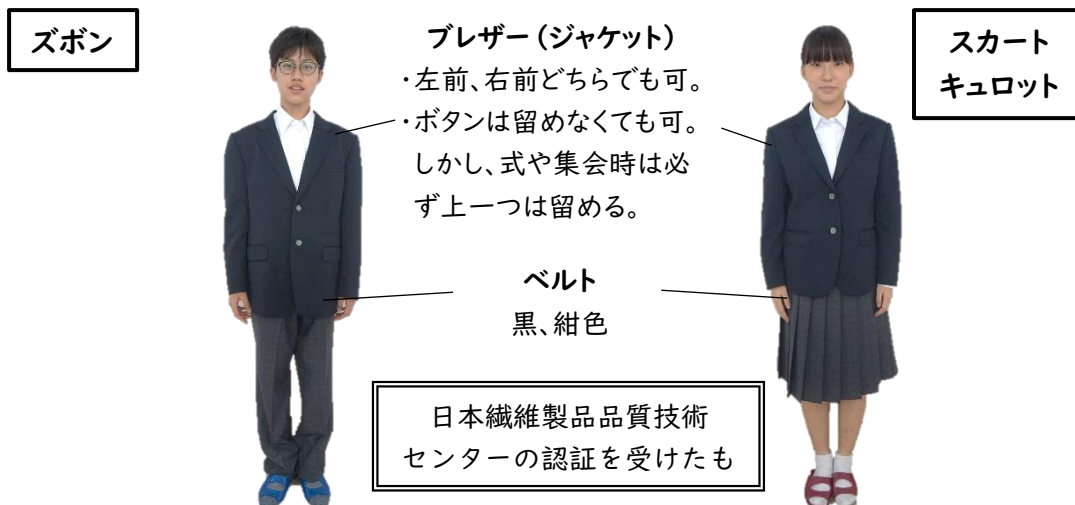
学生服



セーラー服



3. ブレザー（ジャケットタイプ）…写真参照。



4. 詰襟学生服・セーラー服とブレザー（ジャケットタイプ）の組み合わせ

上 下	詰襟学生服	セーラー服	ブレザー	カッターシャツ (長袖・半袖)	ポロシャツ (長袖・半袖)
現スラックス	○	△	×	○	○
現スカート	△	○	×	×	○
新スラックス	×	△	○	○	○
新スカート (キュロット)	△	×	○	○	○

5. 肌 着

- ・白、黒、紺、灰、ベージュとする。ワンポイント可。

6. カッターシャツ

- ・白色無地のレギュラーカラーの市販品とし、ワンポイントロゴやマークはないもの。
- ・ボタンダウンタイプや開襟シャツも可。
- ・長袖・半袖は問わない。
- ・ボタンの色は白のみ。
- ・ブレザーの着用有無に関わらず、スラックス（スカート）の中に入れる。

7. ポロシャツ

- ・白、黒、紺色無地のレギュラーカラーの市販品とし、ワンポイントロゴやマークはないもの。
- ・長袖、半袖は問わない。
- ・ボタンの色は白又は服の色に準じたものとする。
- ・夏季のポロシャツの着用については、スラックス（スカート）の中に入れてなくてもよい。ポロシャツの上にブレザーを着用する場合は、スラックス（スカート）の中に入れる。

- ・汗ジミや汚れ防止のため、「襟裏切り替えシャツ（襟の内側に別生地がついているシャツ）」も着用可。襟の内側の色は、黒色か紺色の単色のみ。

※式や集会等の全校が集まる時や、沖縄体験学習や修学旅行等の校外に出る時は、白色のカッターシャツかポロシャツを着用する。

8. 靴 下

- ・白、黒、紺、茶、灰色とする。柄入り・線入りは可だが、中学校生活にふさわしいものとする。ルーズソックスは不可。

9. 靴

- ・白、黒、紺、茶、灰色を基調とした運動靴・スニーカー。エア入り可。ハイカットは不可とし、くるぶしの下を基準とする。ラインやマーク、靴ひもは、華美でない範囲のものとする。外から見えない所に記名する。

10. 名 札

- ・学校指定のものを必ずつける。持ち帰らず、教室の名札掛けで保管する。



11. 体育運動服

学年カラー

上	長そで体操服、半そで体操服、上中ジャージ
下	上中ジャージ、ハーフパンツ
靴	体育館シューズ（学年で指定された袋を使用） ※かかとの一カ所に記名する。

12. 防寒具

- ・防寒対策として、以下のものを着用してもよい。
 - 手袋、コート、マフラー、ネックウォーマー。（室外で）
 - 白・黒・紺・茶・灰色などの落ち着いた色とする。
 - 黒タイツ。
 - デニール数 80 以上が望ましい。トレンカやレギンスも着用してよいが、靴下を着用し、肌が見えないようにすること。
 - カーディガン、ベスト、セーター。
 - カッターシャツの上に着用。ジャージやセーラー服の上から着用することは不可。
 - 色は、白、黒、紺色の無地のみ。デザインはシンプルで、厚手で編み込み模様でなくて、フードがついていないもの。襟が隠れないように着用する。丈や袖の長さは、制服・ブレザーを着てはみ出さない長さとする。

13. カバン

- ・黒または紺のスリーウェイバッグ、リュックといった中学生らしいものを使用する。
- ・用具が入り切らないときは、市支給のナップ、または、それに準ずるものを使用する。
- ・目印として、キーホルダーや人形を付ける場合は、こぶし大までのサイズで1つまでとする。写真を使用しているものは不可。
- ・市支給のナップのみの登校は、原則、式や行事等で指定されたときのみ。

14. 上履き

- ・学校指定のスリッパ（学年により赤・緑・青色を指定）を使用する。足の甲とかかとの二カ所に記名する。

15. 持ち物

- ・持ち物には必ず記名をする。
- ・貴重品や不要物、余分なお金は持ってこない。
- ・はさみ等の刃物類は学校に持ってこない。

16. その他

- ・アクセサリー（ミサンガ）類は身につけない。
- ・化粧はしない。
- ・ハンドクリーム、リップクリーム、日焼け止めは使用してもよいが、においや色（つや）がないものにする。
- ・制汗シート（無臭）は使用してもよいが、使用したゴミは家に持ち帰る。制汗スプレーは使用不可。

校外生活

校外生活では中学生としての自覚をもち、生徒会が示す「望ましい上中学生の姿」を参考にして責任ある行動がとれるよう努めること。

校則の改廃

1. 生徒一人一人に自立的で責任ある判断力が身に付いたとき、校則はかたちを変えていくものであることを確認する。
2. この校則に不都合なことや問題となることが生じたときは、学級・学年・生徒会で十分討議するとともに、職員会議やPTAでも話し合っ改訂することができる。

上野中学校生活ガイド

学校生活

1. 始業時刻は 8 時 20 分とする。
2. 登校時刻は 7 時 30 分以降とする。
3. 最終下校時刻は下記とする。(長期休業中は別計画による)
4 月～ 9 月 17 時 30 分
10 月 17 時 00 分
11 月～ 1 月 16 時 30 分
2 月 17 時 00 分
3 月 17 時 30 分
4. 登下校は徒歩通学とし、通学路を通るものとする。
5. 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引する場合は、保護者が担任に届け出る。忌引の期間は下記とする。(旅行のための往復日数は加算できる)
父 母：7 日間 祖父母：3 日間
兄弟姉妹：3 日間 おじ・おば：1 日間
曾祖父母：1 日間

部活動

1. 運営と活動について
 - (1) 部活動の入部については、希望制とする。1 年生は、1 学期に所属する部を決定する。
 - (2) 転部や退部を希望するときは担任・現在所属する部の顧問・転部希望先の部の顧問と十分話し合ったうえで決める。
 - (3) 各部には、部長・副部長各 1 名の生徒代表をおき、顧問との諸連絡にあたる。
 - (4) 下校時刻を厳守する。
2. 部の構成
 - (1) 運動部
ハンドボール、バスケットボール、剣道、柔道、ソフトテニス、サッカー、野球、ソフトボール、バレーボール
 - (2) 文化部
吹奏楽、情報・科学、芸術・文化

3. その他

- (1) 健康管理に努め、体調に異常を覚えたときはすぐ顧問の先生に申し出る。
- (2) 部活動の服装は体育時の服装に準ずる。学校で認められたものであれば部単位で揃った服装でもよい。

教育相談

学校では、学校生活・家庭生活での悩みごとなどについて、先生がいつでも相談にのってくれます。また、定期的に担任の先生との教育相談も行われます。これらの機会を有効に活用し、悩みのない明るい学校生活を送ることができるようにしましょう。

下に掲げたような公共の相談窓口もあります。先生や家族、友達にも打ち明けられないような悩みごとがあるときには利用するとよいでしょう。

公共の機関の相談窓口

教育相談こころの電話（愛知県教育サービスセンター）

052-261-9671

ヤングテレフォン（愛知県警察）

052-764-1611

子ども・家庭110番（尾張福祉相談センター）

052-953-4152

東海市青少年育成センター

0562-32-5400

知多教育事務所（いじめ・不登校相談窓口）

0569-21-0900

施設利用規定

図書館の使用

1. 上中図書館は、日本十進分類法（NDC）に従って分類され、配架している。
2. 開館時間は昼放課のみである。
3. 貸し出し・返却の方法は、下記のとおりである。
 - (1) 館内での閲覧は自由で、手続きはしない。
 - (2) 館外貸し出しは、図書館で行う。本を持って行き、係がコンピュータ処理をする。
 - (3) 館外貸し出しは1人2冊までである。
 - (4) 貸し出し期間は1週間とし、さらに延長を希望するときはもう一度手続きをする。
 - (5) 返却は、係がコンピュータ処理をする。
 - (6) 「禁帯出」のラベルの本（辞書・貴重本等）は、館外貸し出しをしない。
 - (7) 図書館の本が授業で必要なときは、教科担任の先生の指導を受けて取り扱うようにする。
4. 本を破損や汚損したり、紛失したりしたときは、係の先生に申し出てその指示に従う。
5. 図書以外の資料の閲覧も自由に行える。
6. 状況により、使用方法を変更する場合がある。

特別教室

1. 施設・備品は係の先生の許可を得て、先生の立ち合いの下使用し、済んだら元のところに返して、その旨を係の先生に報告する。
2. すべての施設・備品等は大切に使用し、協力し合って公平に使用する。
3. 万一、ガラスその他の器物を損壊した場合は、直ちに申し出て先生の指示に従う。

体育館（緑風館）

1. 館内では、体育館シューズおよび体育館専用のはきものを使用する。
2. 更衣室・体育器具室の利用は、整理整頓に十分心がける。
3. 集会・式時の入場は順序よく行い、早く静かに整列する。その場合、スリッパは袋に入れる。

部 室

1. 保健体育の授業時の部室の利用は認めない。
2. 整理整頓・戸締まり等の管理は、それぞれの部長が責任をもって行う。

保 健 室

1. 保健室は先生の許可を得て、利用する。
2. けが・病気の手当等は、先生の指示に従う。
3. 保健室での休養は回復の見込みがある場合とし、原則1時間とする。

そ の 他

授業時間以外の教室および教具の使用は、その管理担当責任の先生に願って許可を得る。使用後は、後始末をきちんとして、その旨を必ず報告する。

生徒会会則

第1条 名称

この会は上野中学校生徒会と称する。

第2条 会員

この会の会員は上野中学校生徒全員とする。

第3条 目的

この会は生徒の自主的精神に基づく自治活動によって、規律正しく有意義な学校生活を築くとともに、将来よき社会人として望ましい生活態度を修得することを目的とする。

第4条 権限

この会のすべての決議は校長、職員会議に報告し、その承認を受けた後実施する。

第5条 活動

この会の目的を達成するために、教師の助言と指導のもとに主として次のような活動をする。

- 1 学校の種々な行事に積極的に参加し、協力する活動
- 2 全生徒の生活改善や福祉をめざす活動
- 3 学校内外および地域社会等における奉仕活動
- 4 その他、生徒会の目的を達成するために必要な活動

第6条 組織

この会は次の組織で運営され、会務は役員が統括する。

- 1 生徒総会：全会員
- 2 生徒議会：役員、各委員長、議員
※ 議員は各クラス男女1名ずつとする。
※ 各委員長は委員会内で選出する。
- 3 学年委員会：学級委員、議員
- 4 専門委員会については、生徒議会が必要と認めた委員会を置くことができる。

第7条 役員

この会には次の役員を置く。

- 1 会長1名、役員6名。
- 2 会長は会を代表する。
- 3 会長がその役につけないときは役員のうち1人がその代理をつとめる。
※ 選出方法は、別に定める選挙規則に従う。

第8条 任期

前期と後期に分ける。

- 1 前期の役員の任期は、4月初めから上中祭終了までとする。
- 2 後期の役員の任期は、上中祭終了から3月末日までとする。

第9条 選挙

選挙は選挙管理委員会が運営する。

第10条 解任

転校や健康上等の理由によりやむを得ずその職務を行えない場合は、その任を解かれるものとする。

第11条 生徒総会

生徒総会は生徒会の最高決議機関であり、全会員の3分の2以上の出席を必要とし、少なくとも前期、後期各1回開催しなければならない。

臨時の生徒総会は、生徒議会が必要であると認めた場合に開くことができる。

第12条 生徒総会の機能

- 1 会則の制定および改定をする。
- 2 その他の生徒会の目的達成のために必要な事項の決定および承認をする。

第13条 生徒議会

- 1 生徒議会は生徒総会にかわる通常の決議機関であり、原則として毎月1回以上開催する。

※ ただし、会長または議員の過半数が必要と認めたときは、臨時生徒議会を開くことができる。

- 2 議長は議員の互選により決定（各1名）し、議会運営にあたる。

第14条 生徒議会の機能

- 1 各委員会（役員、各委員長）および各議員から提出された事項の協議をする。
- 2 委員長および議員は、決議事項を各委員会および学級に報告しなければならない。

第15条 学年委員会

- 1 各学年の学級委員と議員により構成される。
- 2 生徒会活動の中に学級の意見を反映させ、生徒会活動への協力体制を学級につくる。
- 3 会は必要に応じて開催する。

第16条 専門委員会

- 1 委員は各クラスに必要な人数を均等に募集する。
- 2 各委員会より提出された事項を協議し、生徒議会の承認を得て実践活動する。

- 3 専門委員会は必要に応じて開催する。
※ ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時委員会を開催できる。
- 4 委員長、副委員長を置く。すべて委員の互選による。

第17条 部長会

- 1 各部の部長により構成される。
- 2 各部が円滑に活動できるように協議する。
- 3 会は必要に応じて開催される。

第18条 議会の成立

議会は総議員の3分の2以上をもって成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第19条

議会を開催するにあたっては、顧問教師の出席を必要とする。

第20条

生徒会に属する部会には顧問教師をおく。

第21条

この会則は生徒議会総議員の3分の2以上が改正の必要を認め、さらに生徒総会において過半数の賛成を得て改正をすることができる。

第22条

この会則は、平成6年4月1日から実施する。

平成14年	6月	5日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成24年	4月	1日	一部改正
平成25年	4月	1日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
令和4年	5月	23日	一部改正

生徒会選挙規則

第1条 選挙管理委員会の任務と構成

- 1 臨時委員会として、各学級1名の選挙管理委員および生徒会担当の教師により構成し、委員長1名・副委員長1名をおく。
- 2 管理委員は役員選挙へ立候補することができない。(ただし立候補する場合には、管理委員の後任を決めればよいものとする。)
- 3 管理委員会は、役員選挙に関するいっさいの事務および管理を行う。

第2条 選挙公示および立候補届出

- 1 投票日より2週間前に公示する。
※ 状況によって変更の場合あり。
- 2 立候補者は本人の意思による立候補および推薦の2種とする。
- 3 立候補は会長・役員とし、一人で2種以上の役員をかねることはできない。
- 4 立候補の届出は公示日より1週間とする。(所定の用紙を使用すること)
※ 状況によって変更の場合あり。

第3条 選挙運動

- 1 管理委員会は、立候補者一覧表と立候補者の自己PR用紙を作成して校内に掲示するとともに各学級に配付する。
- 2 立候補者は、委員会より所定のポスター用紙の配付を受け(枚数制限)、委員会が決めた掲示場所に貼る。
- 3 役員選挙については生徒集会を開いて立会演説会を開く。
- 4 立候補者またはその依頼者は選挙に対し、買収、脅迫などの不正行為は行わない。

第4条 選挙違反

下記の2項に違反した場合、委員会が立候補または当選を取り消すこともある。

- 1 立候補者またはその依頼者が、他の立候補者を悪く言ったりすること。
- 2 その他、好ましくない行為と管理委員会が認めた場合。

第5条 投票

- 1 投票用紙は、立候補者全員の氏名を印刷したものを、管理委員会で用意する。
- 2 管理委員の管理のもとに投票用紙を配付し記入する。
- 3 本人以外の代わりの投票は認めない。
- 4 役員の投票は、不完全連記制(各6名まで投票できる)とする。
- 5 立候補者が定数の場合は信任投票とする。

第6条 有権者

選挙権・被選挙権は、上野中学校生徒全員である。

第7条 開票

- 1 投票後、係の先生の立会のもとに、直ちに委員会が開票を行う。獲得票数の多いものを当選者とする。
- 2 信任投票において有権者総数の過半数が不信任とした場合、その立候補者は落選となる。
- 3 不信任が出た場合、役員選挙の欠員についてのみ選挙規則どおり再選する。

第8条 役員決定

- 1 管理委員会は、委員長の名のもと、結果を全校生徒および校長に報告しなければならない。
- 2 役員の任命は校長が行う。

第9条 役員の繰り上げ当選

- 1 役員に欠員が出たときは、次点者が繰り上げ当選とし、すみやかに任命されるものとする。
- 2 諸事情により繰り上げ当選ができない場合は、補欠選挙を行うことができる。

第10条 改正

この規則は生徒議会において、過半数の賛成を得て改正することができる。

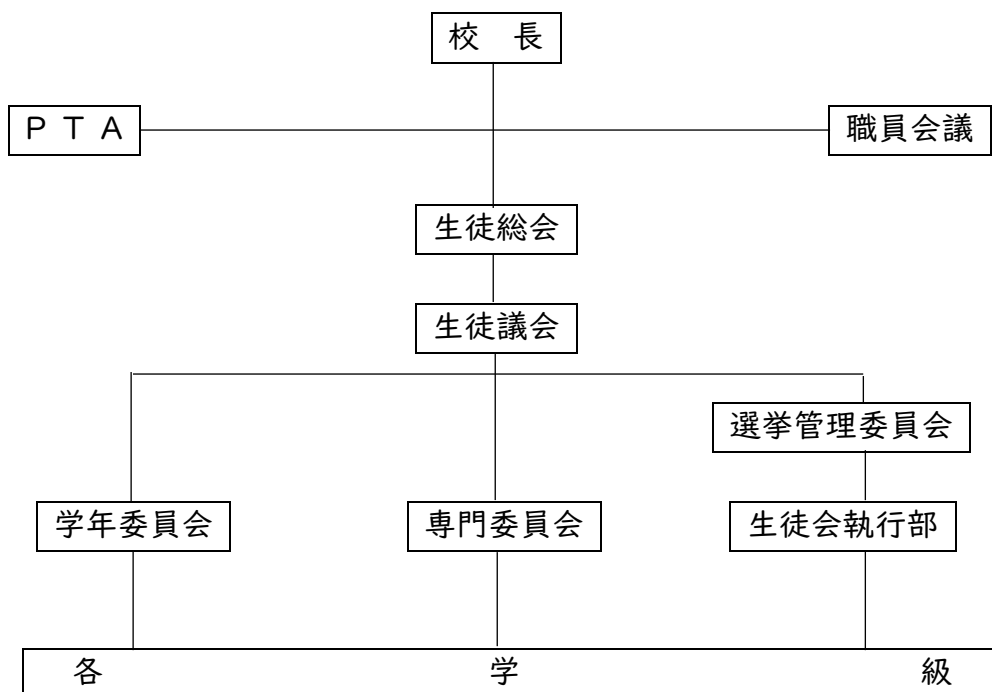
第11条 実施

この規則は昭和57年3月1日から実施する。

平成14年 2月 2日 一部改正

令和 4年 6月 9日 一部改正

生徒会組織表



東海市子どもの「いじめ防止宣言」

いじめの場には、「いじめをする人」「いじめられる人」「いじめをはやしたてる人」「いじめを見て見ぬふりをする人」がいます。

東海市の小中学生は、「いじめをする人」「いじめられる人」「いじめをはやしたてる人」「いじめを見て見ぬふりをする人」になりません。

そして、どの学校からも「いじめをする人」「いじめられる人」「いじめをはやしたてる人」「いじめを見て見ぬふりをする人」を出しません。

そのために、以下のことを宣言します。

- 「いじめる人」にならない、「いじめる人」を出さないために
一人一人の個性を尊重し、互いに認め合い、思いやりのある行動をします。
- 「いじめられる人」にならない、「いじめられる人」を出さないために
伝えないと伝わらない、言わないと届かない。一瞬の勇気、一生の後悔。
- 「いじめをはやしたてる人」にならない、「いじめをはやしたてる人」を出さないために
いじめの種、一人の勇気で笑顔の花に。
- 「いじめを見て見ぬふりをする人」にならない、「いじめを見て見ぬふりをする人」を出さないために
勇気を出して止めましょう。それが本当の「友達」です。

～平成 29 年度

「東海市子どものいじめ防止サミット」～